

二相ステンレス鋼の溶接施工方法及びその施工要領に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編
鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

二相ステンレス鋼の溶接施工方法及びその施工要領に関する事項

改正理由

本会は 2014 年 1 月に、二相ステンレス鋼の溶接施工要領書と溶接施工法承認試験の要件を包括的に取りまとめた「二相ステンレス鋼の溶接に関するガイドライン」を発行し、以降、同鋼の溶接施工要領書の承認申込みに対し、同ガイドラインを運用している。

二相ステンレス鋼については、同ガイドラインの適用実績もある程度蓄積してきたことに加え、今後も実船への適用が見込まれることから、同ガイドラインに定める要件を規則要件として取り入れることとした。

このため、「二相ステンレス鋼の溶接に関するガイドライン」に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

二相ステンレス鋼の溶接施工方法及びその施工要領書の承認に関する試験要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 M 編 表 M4.4, 4.2.3, 図 M4.1, 4.2.11, 4.2.12, 図 M4.6, 4.3.9, 4.3.10, 図 M4.8, 4.4.8, 4.4.9, 図 M4.10, 4.5.9, 4.5.10
鋼船規則検査要領 M 編 M4.1.4